

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票（コピーは不可）等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法 65 条の 2、民事執行規則 38 条 7 項、31 条の 2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所尼崎支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所尼崎支部執行官室（06-6438-1869）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 10 日

神戸地方裁判所尼崎支部競売係

裁判所書記官 吉 川 昌 宏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 26 日から 令和 8 年 3 月 5 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 3 月 12 日 午前 10 時 00 分 場 所 神戸地方裁判所尼崎支部開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 4 月 2 日 午前 10 時 00 分 場 所 神戸地方裁判所尼崎支部競売係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 10 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8,730,000 6,984,000	一括	1,746,000	80,228	20,430
1	3,160,000				
2	5,570,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 伊丹市北本町二丁目
- 地 番 189番
- 地 目 宅地
- 地 積 54.84平方メートル
- 共有者 A 持分4分の3
共有者 B 持分4分の1
- 2 所 在 伊丹市北本町二丁目 189番地
- 家屋 番号 189番
- 種 類 居宅・店舗
- 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
- 床 面 積 1階 39.33平方メートル
2階 38.35平方メートル
3階 39.33平方メートル
- 共有者 A 持分4分の3
共有者 B 持分4分の1



物 件 明 細 書

令和 7年12月17日

神戸地方裁判所尼崎支部競売係

裁判所書記官 吉 川 昌 宏

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者Bが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

(1) 隣地との境界が不明確である。

(2) 売却対象外の土地(地番186番)を通行のため無償で利用している。

《 注 意 書 》

1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。

2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 伊丹市北本町二丁目
- 地 番 189番
- 地 目 宅地
- 地 積 54.84平方メートル
- 共有者 A 持分4分の3
共有者 B 持分4分の1
- 2 所 在 伊丹市北本町二丁目 189番地
- 家屋 番号 189番
- 種 類 居宅・店舗
- 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
- 床 面 積 1階 39.33平方メートル
2階 38.35平方メートル
3階 39.33平方メートル
- 共有者 A 持分4分の3
共有者 B 持分4分の1



令和7年(ケ)第30025号
令和7年9月19日受理
令和7年11月7日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所尼崎支部

執行官 山本 学

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 伊丹市北本町二丁目
- 地 番 189番
- 地 目 宅地
- 地 積 54.84平方メートル
- 共有者 A 持分4分の3
共有者 B 持分4分の1
- 2 所 在 伊丹市北本町二丁目 189番地
- 家屋 番号 189番
- 種 類 居宅・店舗
- 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
- 床 面 積 1階 39.33平方メートル
2階 38.35平方メートル
3階 39.33平方メートル
- 共有者 A 持分4分の3
共有者 B 持分4分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	伊丹市北本町2丁目189番地			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）			
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（共有者A、B） ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項				
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者（共有者B） ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1 物件1土地（以下「本件土地」という。）の現況について

本件土地について、概観及び一部概測してみたところ、形状は概ね地積測量図のとおりであると推測される。隣接地との境界線は明確ではないものの、境界標らしきものは、南側隣接地との間に一箇所見つけることができた。その他は見当たらなかったが、コンクリート壁などで北側及び西側が隣接地と区画されていると思われる。なお、西側には水路が存する。本件土地は、ほぼ平坦地であり、東側が幅員約27メートルの両側歩道付き県道と等高に接しており、物件2建物（以下「本件建物」という。）の敷地をなしている。

2 本件建物の現況について

本件建物の形状等は、概ね建物図面各階平面図のとおりであると思われるほか、添付写真のとおり。登記上、昭和48年10月5日新築の建物であり、経年相応の劣化が見受けられ、目視の限り、床や内壁クロス、建具、水回りなどに汚れや損傷が多数見受けられた。室内ではたばこ臭がしていたほか、小型犬1匹が飼われている。東側1階店舗部分では、かつてBの亡父親がクリーニング店を営んでいたとのことであるが、現在は閉められている。

Bは、通常の出入りには、主に西側の玄関を使用しているようであり、本件土地の西側にある水路上には鉄板が設置され、そこを渡って隣接地（186番 現況は駐車場）を無償で通行しているとのことであった。なお、水路上の鉄板の上には、植木鉢やエアコンの室外器などが置かれていた。また、本件建物の西側の1階に存する底部分が、同水路上にはみ出していた。

なお、本件建物の屋上部分には、周囲がビニール波板などで覆われ、屋根がポリエステル或いはビニール様のテント生地、ハト目にロープを通して金具に固定された状態の、簡易で耐久性、永続性にも欠け、建物とは認められない工作物が存在する。登記上及び固定資産評価上も当該部分は床面積に算入されていない。

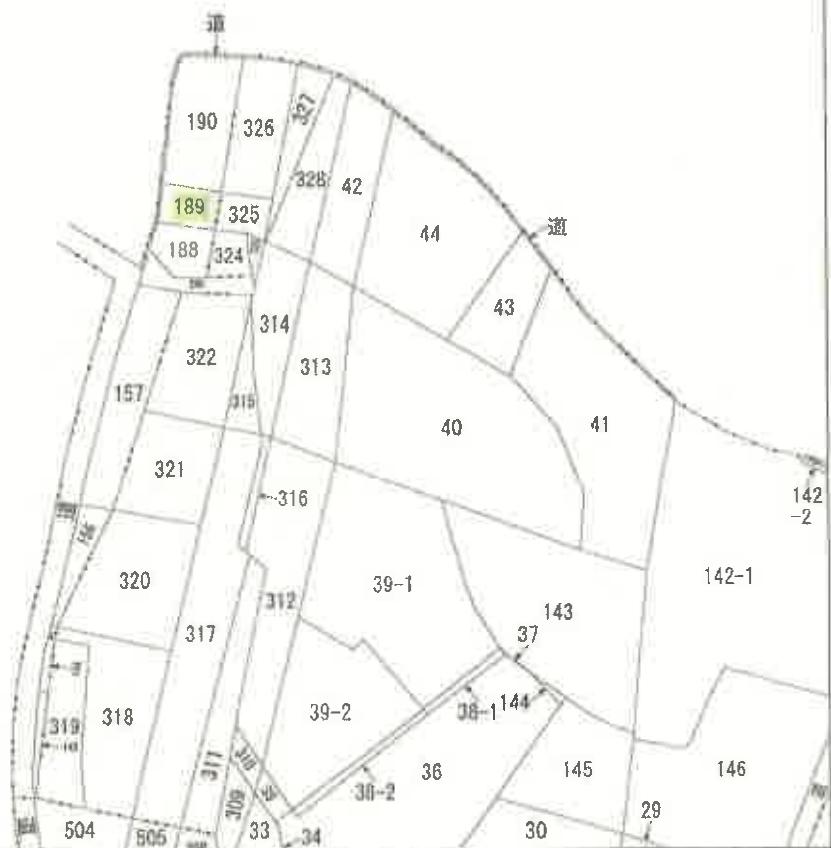
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ 共有者 B (同上)	1 本件土地建物は、昭和47年前後から使用居住しており、今は私が暮らしています。 2 本件建物の損傷箇所や水回りなどでの不具合箇所等は、1階の床が抜けている箇所があるほか、東側の玄関の正面が開かないので、30年以上扉を開けていないです。父親が、そこでクリーニング店をやっていました。あと、今から20年～25年頃前にリフォームをしたようですが、親が行ったので、その頃の自分は本件建物に住んでいなかったためはっきり分かりません。なお、本件建物の配電ブレーカーについては、壁コンセントと天井照明の回線が全部共通になっています。 3 建物内では、ポメラニアン1匹を飼っています。 4 居室や敷地内で、過去に事件や事故はありません。 5 オール電化住宅ではなく、太陽光パネルも設置していません。 6 敷地について、隣地との境界などで争いはありません。 7 なお、西側の出入口から駐車場側に出て通行することについて、特段通行料等の支払いの約束などは無く、無償で通行しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年9月29日 (月) 12:57-13:21	神戸地方法務局伊丹支局	公図等閲覧、登記事項証明書交付申請
7年9月29日 (月) 14:35-14:55	物件所在地	物件確認、物件調査、写真撮影、居住者宛て照会書等投函
7年9月29日 (月) 15:40-15:45	執行官室	申立人後見人に電話聴取 (発信)
7年10月6日 (月) 9:35-10:53	物件所在地	物件調査、立入調査、写真撮影、評価人帯同、Bと面談
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☒ 令和7年10月6日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



地番区域見出

A 北本町2丁目
B 北本町1丁目

請 求 分	所 在			伊丹市北本町二丁目		地 番	189番	
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 区 分	座 標 系 又 は 記 号	分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項	

本図面はA3版をA4版
に縮小したものである

登記年月日：昭和47年5月31日

部 90-5 後 90-5 新 90-5 北本町2丁目109 3丁目325

地 積 測 量 図

附録第八号ノ四

地 番	90-5 325
土地の所在	伊予市(新)金能島村 北本町3丁目

47.5.31

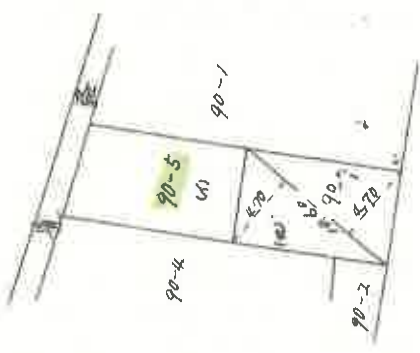
作 製 年 月 日	昭 和 四 十 七 年 五 月 三 十 一 日
作 製 者	

作 製 者	
申 請 人	

(○は写真番号および撮影位置・方向)

求 積

$$\begin{aligned} 10.60 \times 4.7 &= 49.82 \\ 10.60 \times 4.7 &= 49.82 \\ \text{計 } \frac{1}{2} &= 99.64 \\ &= 49.82 \text{ m}^2 \end{aligned}$$



113896

縮 尺	1/300
-----	-------

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

(7 枚目)

各建 階物 平面 圖面

48.12.7

家屋番号	48-5189	建築物各階平面図	48-127
建物の所在	伊予市新井町40番地 北緯37度18分	1階 床面積 8.55 x 4.60 = 39.3300 39.3300 2階 床面積 8.55 x 4.60 = 39.3300 39.3300 3階 床面積 8.55 x 4.60 = 39.3300 39.3300	作製者 昭新四拾八年拾貳月壹日 申請人

(←○は写真番号および撮影位置・方向)

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

(8 枚目)

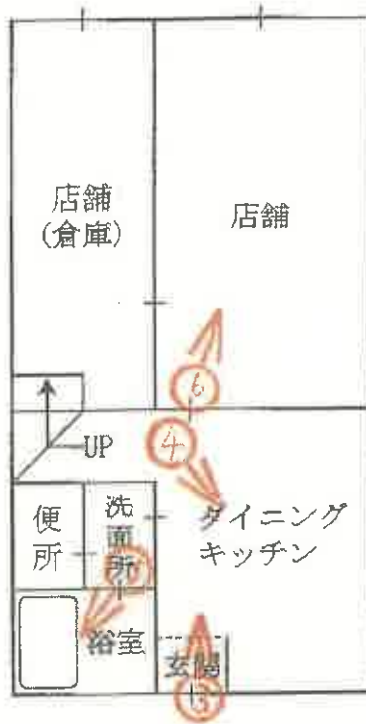
224820

(日本土地家屋調査会連合会用紙)

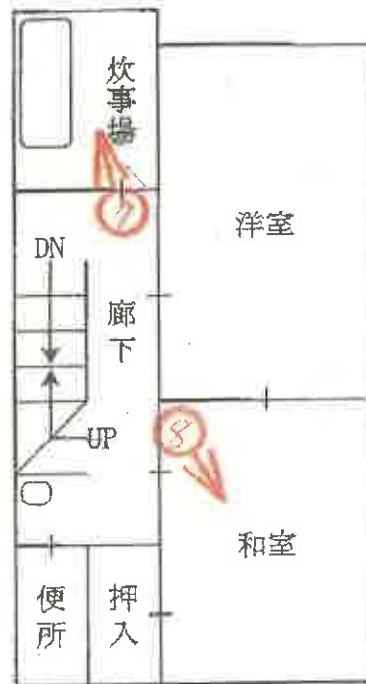
ST 新運目

建 物 間 取 図

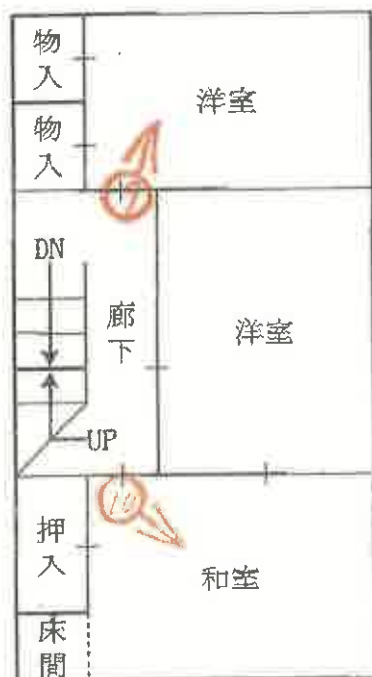
【1 F】



【2 F】



【3 F】



(←○は写真番号および撮影位置・方向)

令和7年(ケ)第30025号

(9 校目)

本件建物

①



②



③



④



(// 枚目)

⑤



⑥



⑦



⑧



(13 枚目)

⑨



⑩



(14 枚目)

本件建物の屋上を、東側から西側に向けて撮影

⑪



(15 枚目)

令和 7 年 (ケ) 第 30025 号
令和 7 年 10 月 6 日 現地調査
令和 7 年 11 月 4 日 評価

神戸地方裁判所
尼崎支部 御中

評 価 書

< 土地・建物用 >

評価人 不動産鑑定士

明井 英雄

第1 評価額

一括 価 格	
金8,730,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金3,160,000円
物件2(建物)	金5,570,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項			
	・特にない。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 線 伊丹駅の北西方 約950m（道路距離） （附属資料所在図参照）	
付近の状況	幹線道路沿いに店舗、店舗併用住宅等が混在する地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 準住居地域 60 % 200 % 防火指定なし 特になし
画地条件	規模 54.84 m ² の ほぼ整形地 間口×奥行 約5.4m×約10m	
接面道路の状況	東側 約27m 県道	
土地利用状況等	物件1は物件2建物の敷地	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 あり （注）供給処理施設における「あり」「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特記事項	・西側は水路、北側隣接地とはブロック塀で区分されている。南側隣接地との筆界は明確ではないものの、物件1土地の南西端付近に南側隣地との境界を示す境界標らしきものがあり概測の結果、土地の形状は概ね建物図面のとおりである。 ・物件1土地には地積測量図がないが、現況面積は概ね登記地積を充足していると思われる。 ・西側水路上に鉄板が設置されており、物件2建物西側玄関への出入りに用いられているほか、当該鉄板上にはエアコンの室外機や植木鉢が置かれている。	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 昭和48年10月5日 新築 経過年数 52 年程度 経済的残存耐用年数 一 年程度 ※目的建物は経済的耐用年数をほぼ満了している。
仕 様	構 造 : 鉄筋コンクリート造 屋 根 : 陸屋根 外 壁 : モルタル吹付、小口タイル貼等 内 壁 : クロス貼等 天 井 : クロス貼、合板等 床 : カーペット、フローリング、タタミ等 設 備 : 特にない そ の 他 : 特にない
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途： 店舗・居宅 間 取 り： 附属資料建物間取図のとおり
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・共有者Bによれば、1階店舗部分の出入り口に設置されているシャッターが壊れているため、建物への出入りには西側玄関を使用しているとの事である。なお、西側水路上には鉄板が設置され、そこを渡って西側隣接地(地番186番)を無償で通行しているとの事である。 ・室内は床や内壁クロス、建具、水回りの汚れ・破れ等の損傷が多数見受けられた。また、室内にてタバコを吸っているようであり、全体的にタバコ臭がした。 ・屋上部分には、周囲及び屋根がビニール波板等で覆われた簡易な工作物が存在する。 ・建物西側の1階にある庇部分が、西側水路上にはみ出ている。 ・物件2建物は、都市計画法で定められた建蔽率（60%）及び容積率（200%）を超過している。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	229,000	1.00	54.84	0.90	11,300,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 伊丹(県)－1

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $165,000 \times 101/100 \times 100/101 \times 100/72 \div 229,000$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：方位等（1.01）

◇地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/93 \times 100/97 \times 100/80 \times 100/100 \div 100/72$

イ 個別格差：概ね標準的（1.00）

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	200,000	117.01	0.05	1,170,000

ウ 現価率

対象建物は既に経済的耐用年数を満了しており、その経済価値は残価率(5%)程度と判定される。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番 号	建 付 地 価 格 (円) ア	土 地 利 用 権 等 割 合 イ		土 地 利 用 権 等 価 格 (円) ア×イ
1	11,300,000	0.60	法定地上権	6,780,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番 号	基 礎 と な る 価 格 (円) ア	土 地 利 用 権 等 価 格 の 控 除 及 び 加 算 (円) イ	占 有 減 価 修 正 ウ	市 場 性 修 正 エ	競 売 市 場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	11,300,000	-6,780,000		1.00	0.70	3,160,000
2	1,170,000	+6,780,000	1.00	1.00	0.70	5,570,000
一 括 価 格 (合 計)						8,730,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 必要なし

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 伊丹(県)ー 1
所 在 : 伊丹市北本町2丁目230番
価 格 : 165,000円/㎡
位 置 : JR線「伊丹」駅より道路距離1.2km
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 128㎡
供給処理施設 : ガス、水道、下水
接 面 街 路 : 東側幅員5.7m市道に接面
用 途 指 定 等 : 第2種中高層住居専用地域(建ぺい率60%, 容積率200%)
地 域 の 概 要 : 戸建住宅、事業所等が建ち並ぶ混在住宅地域
- 2 固定資産税評価額(令和7年度)
物件1 : 6,477,481円
物件2 : 4,651,071円

第7 附属資料

- 1 対象不動産及び地価公示地等の所在図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 建物間取図
- 6 参考写真

以 上

物 件 目 録

- 1 所 在 伊丹市北本町二丁目
- 地 番 189番
- 地 目 宅地
- 地 積 54.84平方メートル
- 共有者 A 持分4分の3
共有者 B 持分4分の1
- 2 所 在 伊丹市北本町二丁目 189番地
- 家屋 番号 189番
- 種 類 居宅・店舗
- 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
- 床 面 積 1階 39.33平方メートル
2階 38.35平方メートル
3階 39.33平方メートル
- 共有者 A 持分4分の3
共有者 B 持分4分の1



北河原五丁目



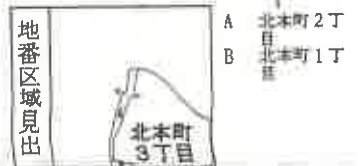
伊丹三丁目



物件 1



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在	伊丹市北本町二丁目				地 番	189番			
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)			補 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(神戸地方法務局伊丹支局管轄)

令和7年5月16日

神戸地方法務局

登記官

請求番号：13-1

(1/1)

A3判をA4判に縮小

登記年月日：昭和47年5月31日

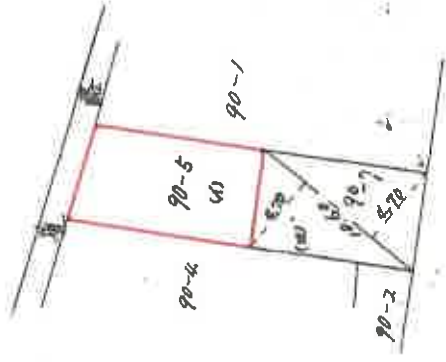
地番 90-5 後 90-7 新 北本町2丁目189番地325

地積測量図

附録第八号ノ四

地番	90-5 後 90-7 325
土地の所在	伊予市(伊予市)北本町3丁目
縮尺	1/300

求積
$$\begin{aligned} 10.60 \times 4.7 &= 49.82 \\ 10.60 \times 4.7 &= 49.82 \\ \text{計} \frac{1}{2} &= 99.64 \\ &= 49.82 \text{ m}^2 \end{aligned}$$



113896

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(神戸地方法務局伊丹支局管轄)
令和7年5月16日 神戸地方法務局

登記官

A3判をA4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(神戸地方方法務局伊丹支局筆跡)
令和7年5月16日 神戸地方方法務局

登記官

A3判をA4判に縮小

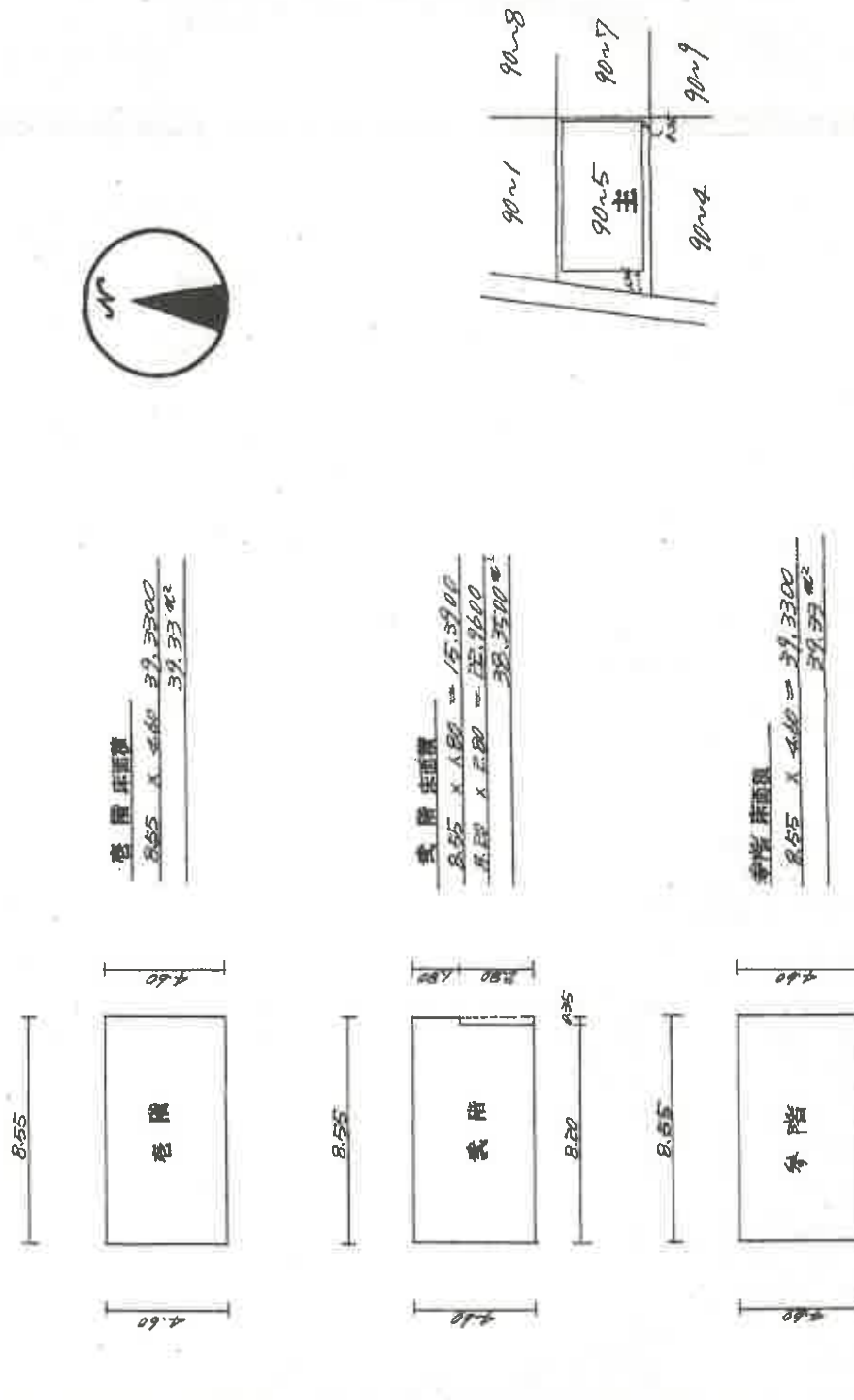
建物階平面図

48.12.7

家屋番号 90-5 189

建物の所在 伊丹市伊丹町井ノ口番地4
北本町2丁目189

作製年月日 昭和48年12月7日
作製者 土地家屋調査士
申請人



224820

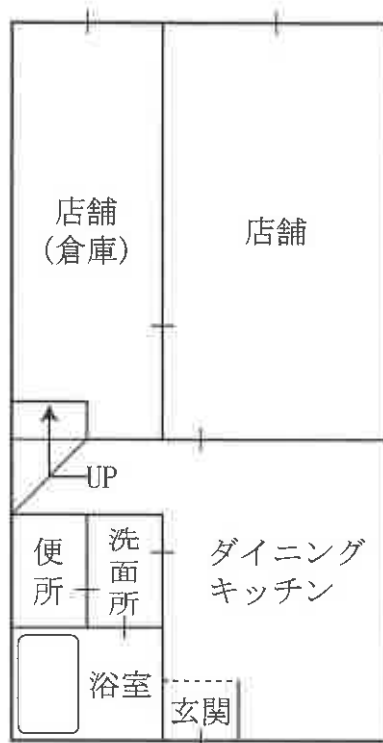
(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/300 1/200

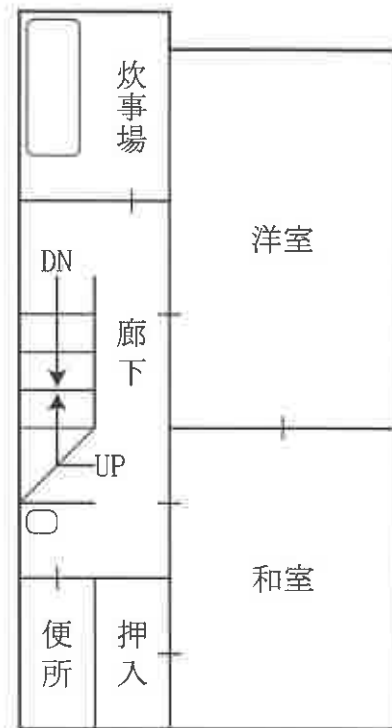
(日調連 15)

建 物 間 取 図

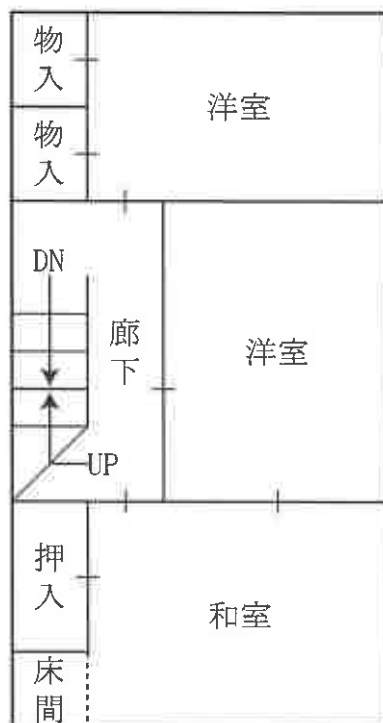
【 1 F 】



【 2 F 】



【 3 F 】



物件 2 建物



対象物件を
北東方から撮影

物件 2 建物



物件 2 建物を
東方から撮影

物件2 建物



物件2 建物を
西方から撮影